

平成30年度 岐阜県いじめ防止等対策審議会の報告について

1 開催日時・場所

平成30年6月14日（木） 午後3時～5時
岐阜県庁11階 教育委員会室

2 組織の概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づき、岐阜県いじめ防止等対策審議会条例を制定し、本会を設置。
岐阜県立学校におけるいじめ重大事態に関すること、いじめの防止等のための対策に關すること等を調査審議。

3 構成

弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、大学教授、退職校長、保護者代表
(総人数7名・出席者7名)

4 委員長及び副委員長選出

5 書面開催結果について

- 書面開催した審議会結果について報告。

6 昨年度のいじめ重大事態の報告

- 昨年度発生した県立学校におけるいじめ重大事態について、事案の概要、調査結果等について報告。

7 岐阜県におけるいじめの状況について

- 岐阜県（公立小・中・高・特）のいじめの認知件数の推移、都道府県別（国公私立）1,000人当たりのいじめの認知件数等について報告。

8 委員から出された主なご意見（質問）と事務局の回答

- いじめの認知は、各学校でどのように把握（認知）し、件数を報告するのか？
→いじめに限らず、学校で困っていることなどについて定期的にアンケート調査を実施している。認知件数は、一人が複数名からいじめを受けてもカウントは一つとして数える。
- 沢山あるいは問題の中で、重大なものは僅かだと思うが、軽い段階でも認知することで漏れを少なくし、職員の意識を高める作用があるので、積極的に認知することは重要である。
- いじめ認知の感度を上げて積極的に認知しろと言われる一方で、認知数が増えれば増えるほどその対策が求められるので、現場が報われない。何が重要なのか、整理する必要がある。
- 不登校重大事態は、文科省の指針にある通り、再発防止を含め、学校で調査を行うことを原則とすれば良い。学校からの報告について、この審議会がチェック機能として働く方法もある。